（東日本大震災復興特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第百二十九条　施行日前に前条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法第四十一条第一項の規定による指定を受けた個人事業者又は法人に関する事業の実施の状況の報告、指定の取消し及びその旨の公表については、なお従前の例による。

２　施行日前に前条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法第四十二条第一項の規定による指定を受けた株式会社に関する事業の実施の状況の報告、指定の取消し及びその旨の公表については、なお従前の例による。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第百三十条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「第七十条の二の二第十五項」を「第七十条の二の二第十七項」に、「第七十条の二の三第十四項」を「第七十条の二の三第十六項」に改める。

（罰則に関する経過措置）

第百三十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第百三十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　菅　義偉

関税定率法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

法律第十二号

関税定率法等の一部を改正する法律

（関税定率法の一部改正）

第一条　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二九一七・三九号を次のように改める。

二九一七・三九	その他のもの	
	一　二・六―ナフタレンジカルボン酸ジメチルエステル	無税
	二　その他のもの	四・六％

別表第二九二一・五一号を次のように改める。

二九二一・五一	オルト―フェニレンジアミン、メタ―フェニレンジアミン、パラ―フェニレンジアミン及びジアミノトルエン並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	
	一　メタ―フェニレンジアミン	無税
	二　その他のもの	五・三％

第二条　関税定率法の一部を次のように改正する。

別表の目次中「及びその他の水棲無脊椎動物」を「及びその他の水棲無脊椎動物」に、「又は植物性の油脂」を「、植物性又は微生物性の油脂」に改め、「製造たばこ代用品」の下に「、非燃焼吸引用の物品（ニコチンを含有するかしないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）」を加え、「魚又は」を「魚、」に、「水棲無脊椎動物の」を「水棲無脊椎動物又は昆虫類の」に改め、「ランプその他の」を削り、「がん具」を「玩具」に改める。

別表第二類の注１中(c)を(d)とし、(b)を(c)とし、(a)の次に次のように加える。

(b)　食用の生きていない昆虫類（第〇四・一〇項参照）

別表第三類の表題中「水棲無脊椎動物」を「水棲無脊椎動物」に改める。

別表第三類の注１(c)中「水棲無脊椎動物」を「水棲無脊椎動物」に改め、同注に次のように加える。

３　第〇三・〇五項から第〇三・〇八項までには、粉、ミール及びペレットで、食用に適するものを含まない（第〇三・〇九項参照）。

別表第三類の備考１中「第〇三・〇八項」を「第〇三・〇九項」に改める。

別表第〇三・〇二項中「エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス」を「カツオヌス・ペラミス」に改め、同表第〇三〇二・三三号中「かつお」の下に「（カツオヌス・ペラミス）」を加える。

別表第〇三・〇三項中「エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス」を「カツオヌス・ペラミス」に改め、同表第〇三〇三・四三号中「かつお」の下に「（カツオヌス・ペラミス）」を加える。

別表第〇三〇四・八七号中「エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス」を「カツオヌス・ペラミス」に改める。

別表第〇三・〇五項中「、くん製した魚」を「及びくん製した魚」に改め、「並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）」を削り、同表第〇三〇五・一〇号を削る。

別表第〇三・〇六項中「、蒸気」を「及び蒸気」に改め、「並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）」を削り、同表第〇三〇六・一九号、第〇三〇六・三九号及び第〇三〇六・九九号中「（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）」を削る。

別表第〇三・〇七項中「、くん製した」を「及びくん製した」に改め、「並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）」を削り、「（ベクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。）」を「及びその他のいたやがい科の軟体動物」に改め、「（軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）」を削る。

別表第〇三・〇八項中「、くん製した」を「及びくん製した」に改め、「並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。）」を削り、同表第三類に次の一項を加える。

○三・○九	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール並びにペレット（食用に適するものに限る。）	一五％
○三〇九・一〇	魚のもの	
○三〇九・九〇	その他のもの	
	一　生鮮のもの、冷蔵したもの及び冷凍したもの	
	(一)　えびのもの	四％
	(二)　その他のもの	一〇％
	二　くん製したもの	
	(一)　えびのもの	四・八％
	(二)　その他のもの	九・六％